

兵庫労働局発表  
平成23年8月29日

担 当	労働基準部 安全課
	安全課長 丸山 拓之 課長補佐 古谷 勝一 電話 078-367-9152 FAX 078-367-9166

### 秋の交通労働災害防止運動の取組について

兵庫労働局(局長:白川 欽也)では、平成23年度も9月1日から9月30日までを「秋の交通労働災害防止運動」月間と定め、県内の事業場を対象として、交通労働災害の防止に向けた取組みを展開することとしている。

兵庫県内の交通事故による労働災害は、死亡者数では、平成22年は前年比で大幅な増加となったが、毎年、全体の25%程度を占めており、平成23年は7月末時点では、死亡者数が5人と前年比(6人)で僅かに下回っているが、既に前々年の年間死亡者数(4人)を上回っている状況にある。

死傷災害を業種別にみると、「新聞販売業」と「道路貨物運送業」の占める割合が比較的高いことから、平成23年度も「新聞販売業」と「道路貨物運送業」を重点業種とし、その他全業種を対象として、別添の「秋の交通労働災害防止運動実施要綱」に基づき、県内の事業場において積極的に運動を展開することとしている。

なお、本運動は、平成18年度から実施している。

(別添資料)

- 1 秋の交通労働災害防止運動実施要綱
- 2 兵庫県内の業種別・交通労働災害の発生状況

# 秋の交通労働災害防止運動実施要綱

主唱

兵庫労働局  
県下各労働基準監督署

協賛

兵庫労働局交通労働災害防止関係機関  
国土交通省神戸運輸監理部・兵庫県・  
兵庫県警察・社団法人兵庫労働基準連合会・  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部・  
社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部・  
神戸新聞社

## 1 趣旨

兵庫県における平成 22 年の労働災害による死亡者数は 60 人で、前年の 45 人に比べ 15 人、33%増加した。死亡者総数のうち、交通労働災害による死亡者数は 14 人で前年より 10 人、2.5 倍増加し、全体に占める比率も 23%と、大幅な増加となった。業種別では、道路貨物運送業が 5 人、その他の建設業が 2 人、食料品製造業、電気機械器具製造業、道路旅客運送業、新聞販売業、その他の小売業、その他の商業、ビルメンテナンス業で各 1 人となっている。

一方、県内の平成 22 年の労働災害による死傷者数は 4,680 人であったが、そのうち交通労働災害によるものは 331 人で、前年の 306 人に比べ 25 人、8%増加した。業種別では、新聞販売業が 65 人、通信業が 41 人、道路貨物運送業が 31 人、道路旅客運送業が 30 人などとなっている。

以上のように、平成 22 年の交通労働災害は、死亡者数、死傷者数ともに前年に比べ増加となったが、平成 23 年は 6 月末時点で、死傷者数は 117 人で前年同期に比べ 3 人、0.3%と僅かに減少しているが、死亡者数が 5 人で前年同期に比べ 2 人、67%と大幅な増加となっている。特に死亡者数では、道路貨物運送業の 1 人（前年同期 2 人）のほか、前年発生していなかった土木工事業、化学工業、家具等卸売業、警備業で各 1 人となっており、幅広い業種で発生している。今後は他の業種でも発生が懸念されることから、現状の増加傾向に歯止めをかけ、減少させることが重要な課題となっている。

このため、秋の全国交通安全運動期間を含む 9 月を「秋の交通労働災害防止運動」（以下「防止運動」という。）月間と定め、事業者はもとより行政、労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進することとする。

なお、死傷災害の中では、新聞販売業と道路貨物運送業の占める比率が高いことから、新聞販売業、道路貨物運送業を重点業種とする。

## 2 実施時期

平成 23 年 9 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで

### 3 対象業種

新聞販売業と道路貨物運送業を重点業種として、その他全業種を対象業種とする。

### 4 目標

交通労働災害の防止

(特に交通死亡労働災害ゼロ、交通労働災害の大幅減少を目指す。)

### 5 実施事項

#### (1) 兵庫労働局

- ア 行政・災害防止団体・業界団体等への防止運動推進の文書要請
- イ ホームページ等による広報活動

#### (2) 労働基準監督署

- ア 団体、事業場指導時に防止運動を要請
- イ 自動車(道路貨物運送業)監督時に防止運動を周知

#### (3) 協賛者

- ア 事業場が行う防止運動活動に対する支援
- イ 機関誌等による広報活動

#### (4) 事業場

##### ア 全業種共通事項

(ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ① 交通労働災害防止に関係する管理者(安全管理者、運行管理者等)を選任するとともに管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。
- ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
- ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
- ④ 適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。
- ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
- ⑥ 乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
- ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
- ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等)を行う。

(イ) 防止運動として、交通労働災害防止の研修実施

##### イ 新聞販売業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」のうち、(ア)の①、④、⑤、⑥、⑦の事項

(イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。

(ウ) 高齢者について、十分に配慮する。(死亡災害被害者の多くが高齢者によるもの)

(エ) 次の事項を推進する。

- ① 走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。

- ② 悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。
- ③ 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
- ④ 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。
- ⑤ 配達時において「安全作業のポイント7」を励行させる。

ウ 道路貨物運送業

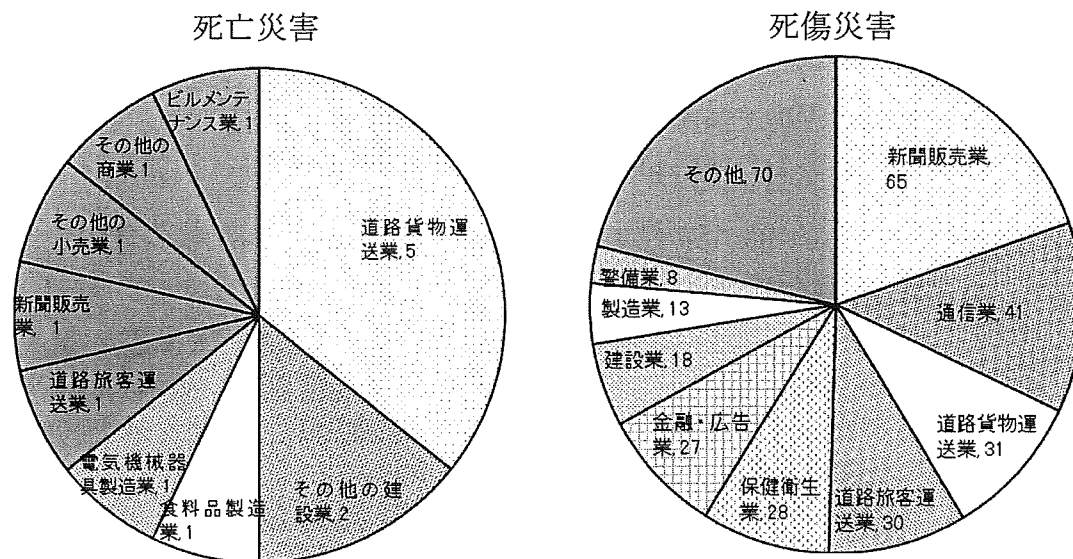
(ア) 上記アの「全業種共通事項」

(イ) 次の事項を推進する。

- ① リスクアセスメント(危険有害性の調査)を進める。
- ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

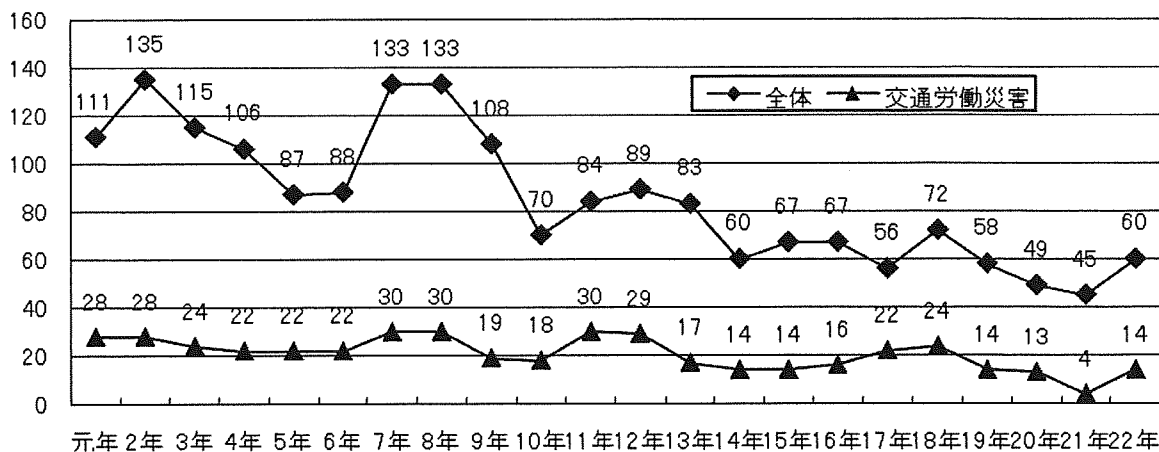
(参考)

兵庫県内の平成 22 年交通労働災害発生状況(単位：人)



注) 死傷災害：死亡及び休業4日以上災害

兵庫県内死亡災害発生状況(平成元年～平成22年)(単位：人)



## 兵庫県内の業種別・交通労働災害の発生状況

### (1) 死亡災害の発生状況

区分	新聞販売業	道路貨物運送業	道路旅客運送業	警備業	建設業	通信業	保健衛生業	金融広告業	商業(新聞販売業除く)	製造業	その他	合計
19年	0	3	1	1	3	0	0	0	1	1	4	14
20年	4	3	1	2	0	0	0	1	1	1	0	13
21年	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	4
22年	1	5	1	0	2	0	0	0	2	2	1	14
計	5	12	3	4	7	0	0	1	4	4	5	45
%	11.1	26.7	6.7	8.9	15.6	0	0	2.2	8.9	8.9	11.1	100.1

### (2) 休業4日以上之死傷災害の発生状況

区分	新聞販売業	道路貨物運送業	道路旅客運送業	警備業	建設業	通信業	保健衛生業	金融広告業	商業(新聞販売業除く)	製造業	その他	合計
19年	58	42	34	14	23	57	24	24	22	23	49	370
20年	60	49	48	12	6	52	30	21	18	17	52	365
21年	55	38	34	5	9	45	20	33	23	15	29	306
22年	65	31	30	8	18	41	28	27	26	13	44	331
計	238	160	146	39	56	195	102	105	89	68	174	1372
%	17.4	11.7	10.6	2.8	4.1	14.2	7.4	7.7	6.5	5.0	12.7	100.1

### (3) 平成22年・23年1月～6月の業種別発生状況

区分	新聞販売業	道路貨物運送業	道路旅客運送業	警備業	建設業	通信業	保健衛生業	金融広告業	商業(新聞販売業除く)	製造業	その他	合計
死亡災害												
22年	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
23年	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	5
死傷災害												
22年	24	11	13	2	4	20	5	11	9	6	15	120
23年	18	13	10	3	10	12	10	5	13	8	15	117

### (4) 平成23年1月～6月の死亡災害発生状況

発生日	時刻	業種	事業場労働者数	性別 年齢 職種	発生状況
4月1日	8:02	土木工事業	5	男 38 管理者	被災者は県道路肩の道路標識支柱の看板撤去中、一般車両が停車していたトラックに追突し、トラックと支柱の間に挟まれ死亡したものの。
4月1日	15:10	家具等卸売業	9	男 48 作業員	被災者は2tトラックで国道28号線を走行中、左カーブを曲がりそこない、反対車線にはみ出し、対向車の乗用車とトラックに衝突し死亡したものの。
4月2日	23:30	道路貨物運送業	10	男 42 運転者	被災者は4tトラックで山陽自動車道を走行中、大型トラックに後方から追突され死亡したものの。
5月9日	11:00	化学工業	47	男 78 作業員	被災者は事業場境界フェンスから敷地外に伸びた雑草の刈り取り作業を行っていたところ、事業場横の県道を一般乗用車が逸走し、被災者を巻き込んだ状態でフェンスがなぎ倒され死亡したものの。
5月26日	0:45	警備業	30	男 64 警備員	被災者は国道2号線の下水道工事の交通誘導を行っていたところ、軽自動車車線規制区域で停止せず走行し轢かれて死亡したものの。